令和5年度に係る随時監査(工事)の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

令和5年度に係る随時監査(工事)の結果については、令和6年3月1日に議会及び知事に報告(令和6年3月1日付け北海道公報第484号で公表)した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

| - 一 | , |
|---|---|
| 監 査 報 告 の 内 容 | 講 じ た 措 置 |
| (1) 積算 | |
| 《指摘事項》 | |
| 海岸工事において、護岸工の積算に当たり、 土砂運搬などの数量を誤ったため、設計金額 が435万6,000円過大となっており、 契約金額が242万円割高となっていた。 (宗谷総合振興局) | 指摘があった数量の誤りにつきまして は、随時監査受監後、設計変更確認会議を 開催し、指示書により対応を行い、設計変 更により処理しました。 また、積算担当職員に周知すると共に、 設計図書の審査時に用いる実施設計書チェ ックシートにチェック項目を追加すること により、計上ミス防止等に努めます。 |
| 《指導事項》 | |
| ア 砂防工事において、仮設工の積算に当たり、排水ポンプの設置日数を誤ったため、設計金額が95万7,000円過少となっていた。 (渡島総合振興局) | 工事の積算に当たっては、積算担当者及 び関係職員に数量の十分な確認を行うよう 指導し、適正な積算に努めます。 なお、当該工事においては、受注者と協 議の上、設計変更を行いました。 |
| イ 道路工事において、覆道補修に伴う現場 塗装工の防寒養生の積算に当たり、積算基 準等が適用できない場合には、見積書等に より新たに歩掛りを策定する必要があるが、 誤ってコンクリート工の防寒養生歩掛りを 適用したため、設計金額が495万円過大 となっていた。 (胆振総合振興局) | 見積書の徴取により歩掛り策定を行い、 設計変更により対応しました。 また、今後は積算基準の適用範囲を遵守 し、適用できない場合は、「土木関係工事 積算要領」の「2.積算基準の適用につい て」に基づき、適切な方法により積算する とともに、設計図書の審査を徹底し、再発 防止及び適正な積算に努めます。 |